

会社法第 803 条第 1 項に定める書面

(新設分割会社の事前開示書類)

2023 年 8 月 5 日

加藤産業株式会社

目次

1. 新設分割計画の内容
2. 会社法第 763 条第 6 号から第 9 号までに掲げる事項についての定め相当性に関する事項
3. 新設分割会社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容
4. 新設分割が効力を生ずる日以後における新設分割会社の債務又は新設分割設立会社の債務の履行の見込みに関する事項

以上

1. 新設分割計画の内容

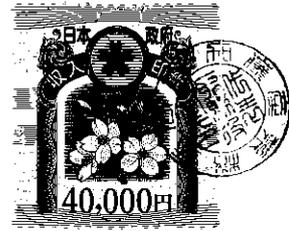
次ページ以降をご参照ください。

関

債

社

上



新設分割計画書

加藤産業株式会社（以下「分割会社」という。）は、分割会社の菓子卸売事業会社の経営管理を主な業務とする統括事業（以下「本件事業」という。）に関して有する権利義務を新たに設立する加藤菓子ホールディングス株式会社（以下「新設会社」という。）に承継させる新設分割（以下「本新設分割」という。）に関し、以下のとおり新設分割計画（以下「本分割計画」という。）を作成する。

第1条（新設会社の定款記載事項）

新設会社の商号及び本店所在地は以下のとおりとし、その他定款で定める事項は別紙 1 「加藤菓子ホールディングス株式会社定款」に記載のとおりとする。

- (1) 商号 加藤菓子ホールディングス株式会社
- (2) 本店所在地 兵庫県西宮市松原町 9 番 20 号

第2条（承継する権利義務等）

分割会社は、本成立日（第 6 条において定義される。以下同じ。）において、本件事業に関する別紙 2 「承継権利義務明細表」に定める資産及び契約を新設会社に移転し、新設会社はこれを承継する。

第3条（本新設分割に際して新設会社が分割会社に対して交付する株式の数）

新設会社は、本新設分割に際して普通株式 1,000 株を発行し、本新設分割により承継する本件事業に関して有する権利義務の代わりに、そのすべてを分割会社に割り当てる。

第4条（新設会社の資本金及び準備金の額）

新設会社の資本金及び資本準備金の額は、以下のとおりとする。但し、新設会社は、本成立日における分割会社の資産及び負債等の状況等により、これを変更することができる。

- (1) 資本金 金 80 百万円
- (2) 資本準備金 金 62 百万円
- (3) その他資本剰余金 設立時株主払込資本額から設立時資本金額及び
設立時資本準備金を控除した額

第5条 (株主総会の承認)

分割会社は、会社法第 805 条の規定により、本分割計画に関する株主総会の承認決議を得ずに、本新設分割を行う。

第6条 (新設会社の成立日)

新設会社の成立日 (以下「本成立日」という。)は、2023 年 10 月 2 日とする。但し、分割会社は、本新設分割の手續上の必要性、新設会社設立において取得すべき許認可等の申請手續上の必要性、その他の事由により本成立日を変更する必要があるときには、これを変更することができる。

第7条 (新設会社の設立時取締役及び設立時監査役並びに設立時代表取締役)

新設会社の設立時取締役及び設立時監査役並びに設立時代表取締役は、下記のとおりとする。

- (1) 設立時取締役 菅 公博、西田 英治、太田 茂治、松本 修一、大本 明
- (2) 設立時監査役 福岡 孝和
- (3) 設立時代表取締役 菅 公博

第8条 (分割条件の変更)

本分割計画作成後新設会社の成立の日に至るまでの間に、分割会社の資産状態、経営状態又は本分割計画により承継される権利義務に重大な変動が生じたとき、本新設分割の実行に重大な支障となる事態が生じたとき、その他本分割計画の目的の達成が困難となったときには、分割会社は、本分割計画にかかわらず、本新設分割の条件を変更し又は本新設分割を中止することができる。

第9条 (本分割計画の効力)

本分割計画は、本分割計画の履行に必要な法令に定める関係官庁の承認等が得られなかったときには、その効力を失う。

第10条 (その他)

本分割計画に定める事項の他、本新設分割に必要な事項については、本分割計画の趣旨に従い、分割会社がこれを決定する。

2023 年 7 月 22 日

西宮市松原町 9 番 20 号
加藤産業株式会社
代表取締役 加藤 和弥



加藤菓子ホールディングス株式会社定款

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、加藤菓子ホールディングス株式会社と称する。

(目的)

第2条 当社は、中間持株会社として、次の事業を営む会社の株式を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。

- (1) 瓶詰、缶詰、砂糖、小麦粉、油脂とその他食料品、酒類、飲料の販売及びこれらの輸出入
- (2) パン、菓子類その他食料品の製造加工及び販売
- (3) 穀類、塩、煙草、日用品雑貨、衣料、玩具、書籍、文房具、包装資材、写真機材及び付属品、医薬品、医薬部外品、医療用機器、健康機器、衛生材料、化粧品並びに石油製品、天然ガスその他燃料の販売及びこれらの輸出入
- (4) 情報処理並びに提供サービス業、コンピュータのシステム設計及び指導業務、コンピュータソフトウェアの企画・開発及び販売
- (5) 物流システムの開発に関する業務
- (6) 各種瓶詰缶詰その他一般物品の包装、荷造並びに配送等の引受業務
- (7) 倉庫業、貨物運送取扱事業、貨物自動車運送事業及び貨物利用運送事業
- (8) 不動産の賃貸及び売買
- (9) 前各号に付帯する一切の事業

2 当社は、前項各号に定める事業並びに以下の事業及びこれに附帯または関連する一切の事業を営むことができる。

- (1) グループ会社等の経営企画、総務、人事、財務関連業務及びその他必要と認めた業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を兵庫県西宮市に置く。

(公告の方法)

第4条 当社の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は、4,000株とする。

(株券の不発行)

第6条 当社は、株式に係る株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第7条 当社の株式の譲渡または取得については、株主または取得者は取締役会の承認を受けなければならない。

(基準日)

第8条 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者としてすることができる。

(株式取扱規則)

第9条 当社の株式の譲渡承認手続、株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式または新株予約権に関する取扱は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会で定める株式取扱規則による。

第3章 株主総会

(招集)

第10条 定時株主総会は毎事業年度終了後2ヵ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

(招集権者及び議長)

第11条 株主総会は、取締役会の決議によって、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。ただし、取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役がこれに代る。

(決議の方法)

第12条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することのできる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第 309 条の第 2 項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することのできる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもつて行う。

(議決権の代理行使)

第13条 株主は当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、議決権を行使することができる。

2 前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第14条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、10 年間当会社の本店に備え置くものとする。

第 4 章 取締役及び取締役会

(取締役会の設置)

第15条 当会社は取締役会を置く。

(取締役の員数)

第16条 当会社の取締役は、10 名以内とする。

(取締役の選任)

第17条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第18条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役)

第19条 代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。

2 代表取締役は当会社を代表し、当会社の業務を執行する。

(役付取締役)

第20条 取締役会の決議によって取締役社長 1 名を選定し、取締役会長 1 名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(相談役、顧問)

第21条 取締役会は、その決議によって相談役または顧問を置くことができる。

(取締役の報酬等)

第22条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(取締役会の招集権者及び議長)

第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

(取締役会招集の通知)

第24条 取締役会招集の通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に発するものとする。ただし、緊急の場合は更にこれを短縮することができる。

(取締役会の決議の方法)

第25条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第26条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

(取締役会の議事録)

第27条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印または電子署名する。

(取締役会規則)

第28条 取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会で定める取締役会規則による。

第5章 監査役

(監査役の設定)

第29条 当社は監査役を置く。

(監査役の員数)

第30条 当社の監査役は、2名以内とする。

(監査役の選任)

第31条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(監査役の報酬等)

第33条 監査役の報酬等については、株主総会の決議によって定める。

第6章 計算

(事業年度)

第34条 当会社の事業年度は、毎年10月1日から翌年9月30日までの1年とする。

(剰余金の配当)

第35条 当会社は、株主総会の決議によって、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主、登録株式質権者(以下「株主等」という。)に対して剰余金の配当を行う。

2 前項に定める場合のほか、当会社は、基準日を定め、その最終の株主名簿に記載または記録ある株主等に対して、剰余金の配当を行うことができる。

(剰余金の配当の除斥期間)

第36条 剰余金の配当がその支払提供の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

2 未払の剰余金の配当には利息をつけない。

第7章 附則

(最初の事業年度)

第37条 当会社の最初の事業年度は、当会社成立の日から2024年9月30日までとする。

別紙 2 「承継権利義務明細表」

承継対象権利義務等明細

新設会社は、本会社分割により、本効力発生日における分割会社の本事業に属する次に記載する資産、負債、契約（雇用契約を除く）、雇用契約その他の権利義務を分割会社から承継する。

なお、承継する権利義務のうち資産及び負債については、2022年9月30日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに本効力発生日に至るまでの増減を加除した上で確定する。

1. 資産

分割会社の本件事業に属する関係会社株式

| 投資先会社名 | 株式数 |
|-----------|---------|
| カトー菓子株式会社 | 2,500 株 |
| 株式会社植嶋 | 100 株 |

2. 負債

該当なし

3. 契約（雇用契約を除く）

該当なし

4. 雇用契約

本事業に従事する分割会社の従業員に係る雇用契約及びこれに付随する権利義務は、新設会社に一切承継されない。

以上

2. 会社法第 763 条第 6 号から第 9 号までに掲げる事項についての定め相当性に関する事項

当社は、2023 年 7 月 22 日付新設分割計画書（以下「本新設分割計画」といいます。）に基づき、新たに設立する加藤菓子ホールディングス株式会社（以下「新設会社」といいます。）に、当社の菓子卸売事業会社の経営管理を主な業務とする統括事業（以下「本件事業」といいます。）に関して有する権利義務を承継させる新設分割（以下「本新設分割」といいます。）を行うことといたしました。なお、新設会社の成立日（以下「本成立日」といいます。）は 2023 年 10 月 2 日を予定しております。

本新設分割において、新設会社は、本新設分割に際して普通株式 1,000 株を発行し、本新設分割により承継する本件事業に関して有する権利義務の代わりに、そのすべてを当社に割り当てます。

当社が新設会社の完全親会社となり、割当比率に利害関係を有する第三者が存在しないことから、本新設分割に際して新設会社が発行する新設会社の株式数については当社が任意に定めることができます。そこで、当社は、新設会社が本新設分割に際して発行する普通株式数については、適切な出資単位の設定その他の事情を考慮して 1,000 株とすることにいたしました。

また、新設会社の資本金及び準備金の額については、新設会社が承継する予定の資産及び負債の額、本成立日までの資産及び負債の変動要素並びに新設会社の今後の事業活動等の事情を考慮した上、会社計算規則に従い、本新設分割計画第 4 条記載のとおりとすることといたしました。当社は、以上の取扱いにつきまして、上記の理由により、その内容が相当であると判断しております。

なお、新設会社が、本新設分割に際して、本新設分割により承継する本件事業に関して有する権利義務の代わりとして、当社に交付する社債、新株予約権、新株予約権付社債はありません。

以上

3. 当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担
その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

以上

4. 新設分割が効力を生ずる日以後における当社の債務又は新設会社の債務の履行の見込みに関する事項

当社は、本新設分割計画に基づき、本成立日に、新たに設立する新設会社に、本件事業に関して有する権利義務を新設会社に承継させる本新設分割に関して、以下の理由により、本成立日以降における当社及び新設会社の債務（新設会社の債務については、当社が本新設分割により新設会社に承継させる債務に限ります。）の履行の見込みがあるものと判断いたしました。

(1) 当社の債務の履行の見込みについて

当社の 2022 年 9 月 30 日現在の貸借対照表における資産及び負債の額は、それぞれ 331,526 百万円及び 205,120 百万円であり、126,405 百万円の資産超過です。

また、本新設分割により当社が新設会社に承継させる予定の資産及び負債の額は、それぞれ 142 百万円及び 0 円になる予定ですが、当社は本新設分割において、新設会社が発行する株式の全ての割当てを受けるため、本新設分割による当社の資産の額には変動はありません。

従いまして、当社は、その債務について債務不履行に陥ることはありませんので、本成立日以降における当社の債務の履行の見込みがあるものと判断しております。

(2) 新設会社の債務の履行の見込みについて

本新設分割により当社が新設会社に承継させる予定の資産及び負債の額は、それぞれ 142 百万円及び 0 円になる予定です。

また、本新設分割後の新設会社の収益状況について、新設会社の負担すべき債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておられません。

従いまして、新設会社は、本成立日以降における新設会社の負担すべき債務の履行の見込みがあるものと判断しております。

以上

見
件
理
て
込
そ
超過
の
お
よ
ん
て
そ
き債
。務の
以上

会社法第 803 条第 1 項の定めに基づき、本店に備え置くべきものは以上のとおり
であります。

2023 年 8 月 5 日

西宮市松原町 9 番 20 号

加藤産業株式会社

代表取締役 加藤 和弥



